

◆ 学校・教委の隠ぺいの手口 (いじめ事件を中心に。ただし、同じことが学校事故事件全般に行われている)

時期	学校・教委の行動	隠ぺいの主な手口
事件化以前	教師が ・いじめを見て見ぬふり ・間違った対応 ・抱え込み ・形骸化した会議 (報告するだけ・「様子を見ましよう」の結論)	・いじめではなく、遊び、ふざけ、けんか、本人の思い込み・過剰反応、にすり替える ・いじめがあっても、加害者・被害者両方の保護者に知らせない。 ・いじめの相談があっても、「対応します」とだけ言って何もしない ★ スクールカウンセラー ・ 怒りを鎮める効果、本人の心の内に原因を求める、うつや成育歴に原因を求める = 心理学の得意分野
事件当日	● 学校が教委に指示を仰ぐ ● 情報の収集と拡散防止 ・教員から情報収集 ・児童生徒から情報収集 (誰がどこまで知っているか) ・児童生徒・保護者への口止め ● 遺族から情報収集 ・どこまで知っているかを探る ・書類を残さず、口頭でのみ説明 ● メディア対策 ・メディアが複数の場合は、学校か教委が記者会見を開く	● 証拠物の確認と隠匿 ・遺書の確認 ・部的証拠教員との交換日誌・遺書などの確保と隠匿 ● 情報の遮断 ・外からの情報遮断(電話連絡網等で、遺族が望んでいないので、噂をしないようにと流す) ・事情を知っている人間(子ども・保護者)を遺族に近づけない ・動揺しやすい担任や部活顧問などは遺族宅に行かせない、面会は管理職などが必ず同行・監視 ● 説明・説得 ・児童生徒の動揺を理由に、病死や事故扱いにすることを提案 ・書類を残さず、口頭でのみ遺族に説明 ・遺族が情報を知っている場合、謝罪や「誠意をもってきちんと調べ報告します」「教員生命をかけてやります」の言葉で安心させる ・録音していることを前提に、言質をとられるようなことは言わない ● メディア対策 ・情報の拡散を防ぐために、教頭などに窓口を1本化 ・記者会見や保護者会では、「いじめはなかった」「学校は気づかなかった」「因果関係はわからない」「遺族はそっとしておいてほしいと言っている」という
2～3日以内	・生徒の死因をできるだけ伏せる ・児童生徒が事情を知っている場合は学年集会などを開く ● 学年(学校)集会 ● 緊急保護者会	・校長が、「命の大切さ」について話す ・「迷惑がかかる」と言って、通夜・告別式に児童生徒を参加させない、代表だけ参加、教員が引率する ・保護者会を遺族に知らせない ・児童生徒の動揺を防ぐために、口外しないようにと保護者に言う ・質問時間は短く、発言はクラスと子どもの氏名を言ってから ・被害者の家庭の問題を示唆する ・ スクールカウンセラー 等が、たとえいじめがあつたとしても自殺にはいろいろな要素が影響しており、直接的な原因とは限らないという。子どもから事件のことを聞かないように、早く忘れて今まで通りの生活を続けるようアドバイス(口止め効果)
2～1週間程度	● アンケート ・誰が、どんな情報をもっているかを調査して、漏れを防ぐ ・調査をしたというアリバイづくり ⇒ 非開示	● アンケート調査 ・記名式 ⇒ 生徒が書きにくい、個人情報を守るに遺族の開示請求を拒否。 ・生徒が自殺したこと、調査のためのアンケートであることを告げず調査。「学校は楽しいですか?」「何か困っていることはありますか?」などの内容。 ・回答を開示せずに、「いじめの情報はない」という。 ・いじめを見たという情報があつても、「伝聞だった」「勘違い」「噂で犯人扱いするのは人権侵害」「いじめはなかったという証言もある

	<p>●聞き取り調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メモは廃棄したという ・聞き取った内容のうち、自分たちにとって都合の悪いことは事故報告書に書かない。遺族にも知らせない。 	<p>から」という。</p> <p>●聞き取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートに「いじめを見た」と書いた子どもを脅したり説得して、前言を撤回させる。 ・聞き取った内容を遺族に報告しない。 <p>★スクールカウンセラーの関与 = 情報を引き出すプロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日も早く忘れなさいという ・いじめをしたと罪悪感を抱いている子どもに、あなたのせいではない、自殺にはいろいろな要素があって表面からではわからない、うつ病が原因などという ⇒ 加害者から反省の機会を奪う ・児童生徒から聞き取った内容を学校には報告 ・守秘義務を理由に遺族をはじめ、他に報告しない
49日まで	<p>●四十九日参り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族宅に出入りしているのは誰か、どの程度情報を持っているか、裁判をする気があるかを探る ・裁判になったとき、学校・教委は誠意を見せたというアリバイづくり <p>●学校でお別れ会開催 ⇒ 終止符</p> <p>●担任や顧問の休職</p> <p>●教委に「事故報告書」を提出</p>	<p>●示談交渉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の口封じ(口外しないとの誓約書) ・メディア対策 ・深く追求される前に事件に終止符を打つ ・きょうだいへの影響をほのめかす <p>●遺族情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校から頼まれた PTA が情報収集のために、遺族宅に出入りすることもある ・遺族宅に出入りしている保護者や子どもに報告を求める <p>●誹謗・中傷 ⇒ 協力者が離れる、遺族の闘う気力を奪う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今は保護者のメーリングリストなどで流れることも。 ・亡くなった子は…、親は…、騒ぎになったことで… <p>●事故報告書に嘘の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族は学校のせいではないと言っている、家庭原因、原因不明。 ・遺書などの存在を書かない、内容を歪めて書く、重要な情報を報告しない
49日以降	<p>●交渉の打ち切り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査したが分らなかった、これ以上は何もできないと言って、交渉を打ち切る 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話をしても出ない ・訪問しても合わない ・裁判の証人になりそうな児童生徒を懐柔もしくは脅す (内申書・推薦入学・監視下におくなど)
3月	<p>校長、教頭、関係した教師などが他校に転任 ⇒ 聞かれても、前任者のしたことなので、わからないと回答</p>	<p>(卒業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルバムや文集に亡くなった子どもの写真や作品が載らない 卒業式に遺族の出席を拒否する なかったことにする
調査委員会	<p>★調査委員会の立ち上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 遺族の追及やメディアの取材を回避 ⇒ 調査中理由や期待を持たせて、その間、裁判を起こさせない ⇒ 学校・教委の調査・判断にお墨付き ⇒ 結論ありきの調査で、アリバイづくり 	<p>●見せかけの中立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンバー 団体推薦は、学校・教委・行政にこそ有利 様々な団体と利害関係 教育大学 ⇒ 卒業生の就職先 (学校・教委) 臨床心理士 ⇒ 被害者の内面や成育歴に原因を求める傾向 弁護士 ⇒ 「違法行為」でなければ軽視しやすい ・検討材料 = 学校・教委が作成した報告書 ・不明確な目的 = 事実検証? 責任追及? 再発防止策の提言? ・根拠が不明確・黒塗りが多い・内容非公開の 報告書 ⇒ 事実の隠ぺい。判断が正しいかどうかの検証ができない
民事裁判	<ul style="list-style-type: none"> ・認めていたことも撤回 ・遺族や証人への攻撃 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを認めたり謝罪したのは、道義的責任であり、法的責任はない。「遺族に無理やり言わされた」「メディア等に迫られて、そう言わざるを得なかった」という ・被害者や証人の悪性立証や家庭の問題を法廷で暴露